

秋田県医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下、「県」という。）が実施する医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託（以下、「業務委託」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務名等

- (1) 業務名 秋田県医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託
- (2) 業務内容 秋田県医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年9月18日まで
- (4) 委託上限額 1,205,600円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和8年4月 9日（木）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和8年4月23日（木） 正午
- (3) 上記質問に対する回答（最終） 令和8年4月24日（金） 午後5時
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和8年4月27日（月） 午後5時
- (5) 上記申請の確認結果通知（最終） 令和8年4月30日（木）
- (6) 参加資格が認められない理由の請求期限 令和8年5月 7日（木） 午後5時
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和8年5月14日（木） 午後5時
- (8) 企画提案審査結果の通知 令和8年5月下旬
- (9) 契約締結予定 令和8年5月下旬

3 参加資格に関する事項

業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

- (1) 秋田県に本店又は営業所を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（同手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 国税又は地方税の滞納（課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）がないこと。
- (7) 業務委託の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (8) 業務委託の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

4 企画提案競技の手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム

住 所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

電 話：018（860）2247

FAX：018（860）3887

E-mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しません。

(3) 企画提案競技の書類の交付

企画提案競技の書類は、秋田県公式webサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「【様式1】実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

① 受付期間

令和8年4月9日（木）から令和8年4月23日（木）正午まで

② 受付場所

(1) に記載した事務局

③ 提出方法

電子メールに限ります。

④ 回答方法

電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「入札・コンペ・補助金等」－「コンペ情報」に掲載します。

⑤ 掲載期日

随時掲載（最終掲載：令和8年4月24日（金）午後5時）

5 企画提案競技の参加資格確認申請等

企画提案競技へ参加を希望する者は、次の書類を提出し参加資格の確認を受けてください。確認の結果、企画提案競技参加資格に適合するとされた者（以下「参加資格適合者」という。）に限り、企画提案競技に参加することができます。

(1) 提出書類

- ①【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ②【様式3】会社概要

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時

(3) 提出方法

4（1）の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

(4) 結果通知

随時確認を行い、「【様式3】会社概要」に記載の申請窓口となる担当者のメールアドレス宛てに、電子メールにより速やかに結果を通知します。

（最終通知：令和8年4月30日（木））

(5) 留意事項

- ①提出時のメールの件名を「ガイドブック作成業務委託企画提案競技参加資格確認申請」としてください。
- ②提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ③提出書類に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消します。

(6) 企画提案競技参加資格の喪失及び辞退

参加資格適合者が参加資格要件を欠くことになったときは参加資格を失うものとします。また、都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、速やかに「【様式4】企画提案競技参加辞退届」を4（1）に記載した事務局にメールで提出してください。

(7) 企画提案競技参加資格が認められなかった者に対する説明

企画提案競技参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次によりその理由を求めることができます。

①提出書類

書面（様式任意）

② 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時

③提出方法

4（1）の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

③ 説明方法

①を受理した日から7日以内に、その理由書を電子メールにより送付します。

6 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加資格適合者は、「【資料1】企画提案競技実施要領（本書）」、「【資料2】業務委託仕様書」及び「【資料3】企画提案競技審査会要領」等の関係書類に留意し、企画提案書等の提出書類を作成し提出してください。提出できる企画提案書は、参加資格適合者1者につき1案までとします。

(1) 提出書類

①企画提案書

「【様式5】企画提案書」を添えて提出してください。企画提案書はA4版横向きとし、【様式5】に記載の事項を参考に、ガイドブックの表紙案・裏表紙案を提案してください。

②経費見積書（任意様式、消費税及び地方消費税を外税表記してください。）

企画提案書の内容及び業務委託仕様書に記載の事項を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした経費見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出してください。

③【様式6】企画提案書等提出票

④「賃金水準の向上」に関する取組を評価する書類（該当する場合のみ）

【資料3別紙2】の「配点表1（賃金水準の向上）」に該当する場合は、次の書類を提出してください。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 直近年及びその前年（※）の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

※ 令和8年の場合は、直近年である令和7年及びその前年の令和6年。（令和7年÷令和6年により、増加率を計算する。）

⑤「女性の活躍推進」に関する取組を評価する書類（該当する場合のみ）

【資料3別紙2】の「配点表2（女性の活躍推進）」に該当する場合は、次の書類を提出してください。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定（※1）	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰（※2）の受賞	表彰状の写し（写真可）

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定している制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。

なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

（2）留意事項

- ①提出時にメールの件名を「ガイドブック作成業務委託企画提案書提出」としてください。
- ②提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ③経費見積書の金額が1（4）で示した委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。
- ④提出期限までに提出のない参加資格適合者は辞退したものとみなします。
- ⑤一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができません。

（3）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）のいずれかの規定に該当する企画提案
- ②その他、企画提案競技に関する条件に違反する企画提案

（4）提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時

（5）提出方法

4（1）の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

7 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、「【資料3】企画提案競技審査会要領」に基づき行います。

(1) 選定方法

提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の書類を総合的に審査し、最も優れた1者を受託候補者として選定します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、審査会の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。以下同じ。）以内に、企画提案者全員に電子メールにより通知します。

8 苦情の申し立て

受託候補者の選定に関して不服がある場合には、7（2）の通知の翌日から起算して2日以内に、県に対して書面（任意様式）で申し立てることができます。この際の書面の提出先は4（1）に記載する事務局とします。

9 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要します。

(2) 契約の相手方及び委託契約の締結

7により選定された受託候補者と、1（4）に定める委託額の上限の範囲内で契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

ただし、7により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次順位となった企画提案者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(3) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、県と受託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更または削除する場合があります。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と受託候補者との協議により、内容が追加又は修正される場合があります。

(4) 契約保証金

①契約の相手方に決定した受託候補者（以下「受託者」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条の規定により県に対して契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付し、または、それに代わる担保を提出しなければなりません。ただし、同規則第178条第3号の規定により、受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除します。

②受託者が支払った契約保証金は、同規則179条第1項の規定により還付します。

10 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案書等の提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとします。
- (3) 企画提案競技に要した費用は、企画提案者（参加を希望した者を含む）の負担とします。
- (4) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。